

愛媛県松山市



記

	普通郵便		郵便券
	聖ろう郵便		聖ろう郵便券
△ 25.6	三 角 点	■ 25.62	公共事業点 (水 準 点)
◎ 25.62	水 準 点		電子水準点
◎ 25.6	地形点 及測量点	△ 25.6	標石を有しない 測量点
▽ 25.6	水準点	△ 25.6	図心水準点 (測量点)

[illegible]

①	区 界	市 界	国 界	国境口・国境口
②	市 界	市 界	市 界	通 関 所
③	市 界	市 界	市 界	通 関 所
④	市 界	市 界	市 界	通 関 所
⑤	市 界	市 界	市 界	通 関 所
⑥	市 界	市 界	市 界	通 関 所
⑦	市 界	市 界	市 界	通 関 所
⑧	市 界	市 界	市 界	通 関 所
⑨	市 界	市 界	市 界	通 関 所
⑩	市 界	市 界	市 界	通 関 所
⑪	市 界	市 界	市 界	通 関 所
⑫	市 界	市 界	市 界	通 関 所
⑬	市 界	市 界	市 界	通 関 所
⑭	市 界	市 界	市 界	通 関 所
⑮	市 界	市 界	市 界	通 関 所
⑯	市 界	市 界	市 界	通 関 所
⑰	市 界	市 界	市 界	通 関 所
⑱	市 界	市 界	市 界	通 関 所
⑲	市 界	市 界	市 界	通 関 所
⑳	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㉑	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㉒	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㉓	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㉔	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㉕	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㉖	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㉗	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㉘	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㉙	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㉚	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㉛	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㉜	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㉝	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㉞	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㉟	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㊱	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㊲	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㊳	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㊴	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㊵	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㊶	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㊷	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㊸	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㊹	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㊺	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㊻	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㊼	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㊽	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㊾	市 界	市 界	市 界	通 関 所
㊿	市 界	市 界	市 界	通 関 所

指定都市の経界				大字・町界			
田	田	山	栗原郡	山	香取		
▽	堀	○	その海 南木郷	山	荒地		
▽	さきう つ堀	…	足尾	山	ない地		
▽	パイッ プル堀	○	広瀬 東林	サ ツ	しの地 (埋地)		
▽	桑堀	△	針原	で て	やし料		
△	天堀	△	竹村	山	沼地		

The diagram illustrates the water supply network for the Miyazaki Prefecture Water Supply Bureau. It features a main river at the top, which branches into several smaller rivers and streams. These water sources feed into a series of treatment plants and storage tanks. The system is organized into multiple stages, each consisting of a treatment plant followed by a storage tank and then a distribution system. The final stage leads to the city of Miyazaki, where the water is distributed to residential areas. The diagram also includes labels for specific locations such as Miyazaki City, Miyazaki District, and Miyazaki Prefecture.

「平面直角座標値は、世界測地系に対応

計 画 機 関 松 山 市
作 業 機 関 株式会社かんこう
著作権所有権作成者 松山市都市政策課
許可なく複製を禁ずる。

1:2,500



「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである
(承認番号) 平14四公第69号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平3. 国公第65号」

は、建設省国土地理院長の承認を得、所管の測量標及び測量成果を使用したものである。

(承認番号) 国58四公第21号